

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神 (植込み型除細動器を植え込んでいる者) 関係)

## 診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏 名	男 ・ 女					
生年月日	T・S・H	年	月	日	(	歳)
住 所						
2 医学的診断						
○ 病 名						
○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)						
○ 植込み型除細動器植込み日： 年 月 日						
○ 適切作動日： 年 月 日						
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見						
(1) 除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防 (植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植え込み) 目的の場合						
ア 植え込み後7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。						
イ 植え込み後7日を経過していないが、___日以内にアと診断できることが見込まれる。						
(2) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合						
ア 植え込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。						
イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因 ( ) であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。						
ウ 植え込み後6ヶ月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。						
エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月以内 ( ヶ月以内) にアと診断できることが見込まれる。						
オ 意識を失ったのは不整脈以外が原因 ( ) であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復し、6ヶ月 ( ヶ月) 以内にイと診断できることが見込まれる。						
カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月 ( ヶ月) 以内にウと診断できることが見込まれる。						
キ 上記アからカのいずれかにも該当しない。						

- (3) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合
- ア 植え込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。
  - イ 除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
  - ウ 植え込み後6ヶ月を経過していないが、\_\_\_\_ヶ月以内にアと診断できることが見込まれる。
  - エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6ヶ月（   ヶ月）以内にアと診断できることが見込まれる。
  - オ 除細動器の不適切作動（誤作動）があり、その原因が改善されたため、6ヶ月（   ヶ月）以内にイと診断できることが見込まれる。
  - カ 上記アからオのいずれにも該当しない。
- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の双方又はいずれかの交換を行った場合
- ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
  - イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日（   日）以内にアと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。   令和   年   月   日  
病院名・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医師名